

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和3年7月28日

北海道鉄道活性化協議会 会長 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 業務名

ラベンダー編成運行記念旅行商品造成事業委託業務

(2) 業務の目的

道及び国の助成により北海道高速鉄道開発株が取得するラベンダー編成等を活用した道内を旅行するモニターツアーを実施するとともに、本ツアーの実施成果などをもとに、旅行事業者に対して行うプロモーション等に活用するPR資料を作成することで、持続的な鉄道網の確立に向け、道内鉄路の利用促進の取組を戦略的に推進することを目的とする。

(3) 業務の内容

ア モニターツアーの実施

(ア) 下記①②の特急を活用したモニターツアーを1回ずつ実施すること。

① 令和3年12月に運行する特急宗谷（札幌 7：30発）

② 令和4年2月に運行する特急オホーツク1号（札幌 6：56発）

※上記特急がはまなす編成又はラベンダー編成により運行する日に実施する（詳細は委託後に調整）。

※復路の指定はなし（現地解散とすることも可）。

(イ) 日数

1泊2日又は2泊3日程度

(ウ) 参加人数

各20名程度

(エ) ルート

- 札幌を出発地とし、①は宗谷線、②は石北線又は釧網線の沿線を観光するルートを設定すること。
- ①は稚内市、②は網走市を必ずルートに含めること。
- 上記アの特急列車を途中下車しても構わないが、その場合は①は名寄駅より以北、②は旭川駅より以東で下車すること。
- 特急列車下車後は、普通列車や団体臨時列車、バス等により沿線周辺を巡ること。
- 団体臨時列車を運行する場合は、定期列車の運行を妨げないよう留意するとともに、具体的な運行スケジュール等は事業受託後、鉄道活性化協議会及びJR北海道と調整のうえ、決定すること。

(オ) 内容

- ターゲットを明確にするとともに、実施時期や旅客需要等を踏まえ、鉄道旅ならではの特別感や、沿線の観光資源を活用した付加価値の高い旅行とすること。

- ・ 特急車内では、他の一般客に留意しながらサービスの提供等を行うこと。
- ・ 地域の関係者と連携し、特産品の販売や沿線のプロモーション等を組み入れるとともに、駅周辺の観光資源の掘り起こしに努めること。

(カ) 感染症対策

- ・ 定期的な換気や消毒、座席間の確保など「北海道スタイル」を実践すること。

(キ) 持続性を見据えた収支設計

- ・ 事業実施以後も、公的資金に頼らずに持続的に商品が販売できるよう、採算を考慮して企画すること。
 - ※ 商品の提供に必要な経費（運賃、使用料、借上料、保険料、サービス提供料等）は、基本的に料金収入により賄うこと。
 - ※ 商品の企画・販促のための経費（調査・調整に要する経費や広告宣伝費等）や、「北海道スタイル」の実践に必要な経費などは、委託料を充てることは可能とする。
 - ※ モニター調査のため、商品の料金は市場価格より割り引いて販売することを可能とするが、持続性を検証するため、適正価格から乖離した額は設定しないこと。

(ク) 商品の販売及びプロモーション

- ・ ターゲットに対して効果的に周知できる媒体により、本商品のプロモーションを行うこと。
- ・ 様々な地域から申込みができるよう、インターネットなどにより広く販売すること。

(ケ) 課題の抽出と検証

- ・ 参加者に対してのアンケート調査や関係者への聞き取りなどにより課題を抽出するとともに、旅行者の動向や収益の見込みを具体的に検証すること。

イ 旅行事業者向けのPR資料の作成

今後、協議会が旅行事業者に対して行うプロモーション等に活用するため、本事業の成果などをもとに、旅行事業者に対し観光列車の活用事例やノウハウ等を紹介し、鉄道を活用した商品造成を促進するための資料を作成すること。

なお、資料は協議会において編集ができるよう、Microsoft Word、Excel、PowerPointのいずれかの形式によりデータを提出すること。

ウ 報告書の作成

上記ア、イについてとりまとめた報告書を作成する。

なお、報告書は、紙媒体（A4版）40部及び電子媒体一式とする。

エ 新型コロナウイルス感染症が拡大した場合の対応

新型コロナウイルス感染症の影響でモニターツアーの実施が難しくなった場合の代替策について、あわせて提案すること。

(4) 委託期間（契約期間）

契約締結日から令和4年（2022年）3月18日（金）まで

(5) 納入場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道鉄道活性化協議会事務局（北海道総合政策部交通政策局交通企画課）

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

① 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

② 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

③ 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、前記2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限 令和3年（2021年）8月11日（水）15：00（必着）

イ 提出場所 北海道鉄道活性化協議会事務局（担当：山本）

（北海道総合政策部交通政策局交通企画課）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎3階）

電話 011-231-4111（内線23-815）

ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案説明書等の交付期間及び場所

(1) 交付期間

令和3年(2021年)7月28日(水)から8月11日(水)まで

(2) 交付場所

前記3の(1)のイに同じ。

ただし、交付期間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前8時45分から午後5時30分までとする。

なお、北海道鉄道活性化協議会のホームページからもダウンロードすることが出来る。

5 企画提案書の提出期限及び場所

(1) 前記3の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出及びヒアリング審査への出席を要請する。

(2) 前記(1)の提出要請を受けた者は、次のアからウに定めるところにより、企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限 令和3年(2021年)8月24日(火)15:00(必着)

イ 提出場所 前記3の(1)のイに同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれかによる。)とする。

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者のした提案は無効とする。

7 プロポーザル審査会での受託者の決定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明(ヒアリング)を受け、審査基準に従った配点の上、得点及び特記事項等を勘案した審査を行い、1者を選定する。(日時、場所は別途通知。)

なお、企画提案書の提出が多数ある場合には、審査会において、企画提案書の内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に適すると認められる概ね5程度のヒアリング審査参加者を選定する。

8 契約手続

選定された企画提案書を作成した者を見積書聴取の相手方に決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名称

北海道鉄道活性化協議会事務局
(北海道総合政策部交通政策局交通企画課)

(2) 所在地

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(本庁舎3階)

(3) 電話番号

011-231-4111(内線23-815)

10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 無効となる参加表明書又は企画提案書

- ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
- イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

(4) その他

- ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
- ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。
- エ 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する。
- オ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- カ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- キ 企画提案参加者として選定された者を公表できるものとする。
- ク 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。
- ケ 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。